

青森県知事 殿

(認定(特例認定)特定非営利活動法人の名称)
代表者氏名
電話番号

認定(特例認定)特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

特定非営利活動促進法(第 62 条において準用する同法)第 55 条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

記

1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(第 55 条第1項)

提出しない場合	
最後に役員報酬規程等を提出した事業年度	年度
最後に職員給与規程等を提出した事業年度	年度

2 前事業年度の次に掲げる事項を記載した書類(第 55 条第1項)

- ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
- ③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ④ 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)
 - ロ 給与を得た職員の総数及び総額
- ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

3 法第 45 条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類(第 55 条第1項)

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定(特例認定)特定非営利活動法人は、青森県及び青森県以外の関係知事に提出する。